

## 第 599 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 14 年 10 月 11 日（金） 14:00～15:20

2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

### 3 議 題

#### (1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について

#### (2) 諮問事項

- 1) 諮問第 286 号「平成 15 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」
- 2) 諮問第 287 号「平成 15 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」

#### (3) その他

### 4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3) 諮問第 286 号「平成 15 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」
- 4) 諮問第 287 号「平成 15 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」
- 5) 指定統計調査の承認等の状況（平成 14 年 8 月・9 月分）
- 6) 平成 14 年 7 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 50 巻・第 7 号）
- 7) 平成 14 年 8 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 50 巻・第 8 号）
- 8) 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

【委員】竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同高見国勢統計課長、厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省島田企画調整室長、国土交通省総合政策局中西情報管理部長、同土地・水資源局上関土地情報課長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省柚木統計基準部長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

### 6 議事概要

#### (1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について  
竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について  
竹内会長から、資料 2 のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

#### (2) 諮問事項

- 1) 諮問第 286 号「平成 15 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」  
総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料 3 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、総務省統計局統計調査部の高見国勢統計課長が調査計画の説明を行った。

〔質 疑〕

竹内会長) 調査票では、世帯員には単身赴任者等を除く旨の記載がある。単身赴任でアパート、マンション等を賃借あるいは所有している場合、その者の世帯はどのように扱うのか。

高見課長) 単身赴任者の世帯が抽出された場合は、その単身世帯が調査対象となる。

竹内会長) その場合、単身世帯とは別に家計があるかどうかについては調査しないのか。

高見課長) 調査しない。

美添委員) 本調査計画は、国民生活・社会統計部会に付託されると思われることから、詳細は部会審議の際に確認をさせていただくが、比較的重要なポイントとして調査方法の変更がある。今回の調査で大きく異なるところは、抽出世帯数については従来の390万世帯から360万世帯とほぼ変わりはないが、調査区内を2段抽出法に変更して調査するという点である。

これについては、住戸あるいは世帯を抽出する際に、同居世帯等の名簿をどのように作成するかという微妙な問題があるかもしれないが、2世帯が同居している場合には、その住戸を1戸として捉えるので問題がないということを確認できれば良いだろう。さらに、単身者が増加してきている状況下にあつて、世帯の概念を上手く適用すれば調査上問題がない。あるいは、調査区内を抽出にすると協力度の低下が懸念されるというようなことが時々言われているが、このような点は他の問題に比べれば十分解決できている。そのような類のことが調査の設計では大事だと思うので、この点は部会等でも確認させていただきたい。

高見課長) 同居世帯に関しては、偏りのない調査が可能となるような方法で設計することを考えている。

また、調査単位区内を悉皆ではなく、抽出とすることによる協力度の低下についての心配はあるが、就業構造基本調査や社会生活基本調査等において既に実施している方法であることから、広報の充実等により対応していきたい。

飯島委員) 内容的には、このような方向で良いと思うが、2点ほど確認したい。

1点目は、住宅の防火設備や省エネルギー設備についての調査項目があるのであれば、安全面からの施錠の有無や施錠の内容等についての調査項目があってもよいのではないか。民間企業では、社宅や寮がある場合には、鍵等の安全面の妥当性を考慮している。

2点目は、高齢者等に対応した調査項目は良い設問であると思うが、共同住宅の場合はエレベータの有無を記入するようになっているのに対し、最近増えつつあるホームエレベータについては含まれていないので、これについても「その他」に含めるなど、記入要領の工夫で記入できるようにしてはどうか。

高見課長) 安全面については、住宅性能水準の中に防犯性の高さも含まれているが、実際に「二重鍵をしていますか」、あるいは「ホームセキュリティ会社を利用していますか」というような調査事項を設けることについては、プライバシーに関わる部分もあり、おそらく非常に回答しづらく、協力を得るのが困難ではないかと考えている。

ホームエレベータについては、部内で議論した際に、まだ件数が非常に少ないのではないかとということで、選択肢の中からは除いている。御提案いただいた方法を含めて検討させていただきたい。

飯島委員) 安全面についての項目を設けない理由をプライバシーの問題とすることには疑問がある。本調査のすべての項目は、少なからずプライバシーに関わるものである。施錠の有無等については、生活の中身にかかわることではないので、一度検討してみてもどうか。

高見課長) 検討させていただきたい。

竹内会長) 施錠も多様なものがあることから、検討するとしても難しいのではないか。

飯島委員) 施錠の有無よりも、施錠の多様性を捉えることの方が難しいのではないかと思う。

竹内会長) 設問の作り方が難しいだろう。ホームセキュリティ会社の名称を挙げるのも問題である。

飯島委員) 商売に結びつくことから、それは統計上あまり期待していない。

竹内会長) 単に安全対策の有無のみを確認するに留まるしかないのかもしれない。極端な例を挙げると、「犬を飼っているか」を確認する場合、猛犬でなければならず、愛玩犬ではいけないというようなことにまで行き着いてしまう。

舟岡委員) 世帯のあり様に変化する中で、世帯概念の定義を絶えず見直す必要がある。例えば、現行の同一住居、同一生計という定義が適当であるかどうか、あるいは、それを現在の社会に適用するためにどのような基準を設定すべきか。このような検討を行う際には、住宅・土地統計調査が基礎的な唯一のデータとなるだろう。

そのような観点から、同一住居とみなす条件、同一生計とみなす条件についての調査事項を上手に盛り込んでいただきたい。例えば、出入口の数、料金メーターの数などは、同一住宅か、同一生計かを外的に判断するときの重要な基準だと思う。そのようなことを部会で検討していただき、可能であれば追加していただきたい。

次に、単位区の中で協力していただけない世帯が多数にのぼり、代替標本を選定するという事になると、選定する調査客体は単位区のかなりの割合を占める。だとすれば、抽出した単位区については、調査員レベルで世帯名簿についてほぼ完備したものを整え、その名簿を結果表章に利用できないか。これまではクラスターサンプリングの方法を用いていたため、少なくとも単位区内について全住戸を調査するメリットもあったのではないかと思う。調査員記入欄等を活用しながら、そのような情報を結果表章にいかせる道はあり得ないのか、併せて検討していただきたい。

竹内会長) 具体的には、どのようなことなのか。

舟岡委員) 単位区の3分の1の調査名簿に加え、代替標本の候補世帯の名簿も当然用意して作ることで、かなりの標本数となる。それならば、単位区内の全世帯の世帯名簿を単位区情報として整備し、単位区の情報として、空き家等、どのような住居がどれくらいの割合であるか等について、その情報を集計の段階で活用する道があるのではないか。

竹内会長) 調査しない住居についても、その住居の状況を調査員が何らかの形で記入するということか。名簿を作成する際に世帯名などは分かるが、どのような家に住んでいるかについて調査員が外形から判断して記入することは難しいのではないか。

美添委員) そのことについては、調査区の中から抽出する作業で確認できる。つまり、調査員は調査区が割り当てられると、そこを巡回して名簿を作成する。そこから抽出作業を行う。その名簿情報に舟岡委員が指摘した件は含まれている。

竹内会長) 家の状況も含まれているのか。

美添委員) 構造は含まれると思う。高見課長、いかがか。

高見課長) 物理的にできないことはないが、今の予定ではそこまでは考えていない。なるべく調査員の負担を減らすため、事前の巡回では住戸に一連番号のみを振ることを考えており、抽出後に初めて世帯主の名前の確認や、その住宅の構造あるいは建て方を確認するという方法にしている。

また、非協力の場合の代替世帯については、今回は考えていない。本年7月に実施した試験調査の結果を見ても、非協力で調査票が回収できなかったケースは非常に少なく、調査員事務の混乱の要因にも成り得ることから、今回は代替世帯を設けずに調査をしたいと考えている。

竹内会長) 拒否世帯が全く無いという訳にもいかないが、その場合は欠落のままにするのか。

高見課長) そのとおりである。また、舟岡委員から御発言のあった世帯概念の定義に関する調査事項については即答できないので、部会において検討させていただきたい。

竹内会長) 本件については、国民生活・社会統計部会で審議していただくこととし、廣松部会長にお願いします。

2) 諮問第287号「平成15年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料4の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、国土交通省土地・水資源局の上関土地情報課長が調査計画の説明を行った。

〔質 疑〕

竹内会長) 土地基本統計の世帯部分の表章は、先ほど審議した住宅・土地統計調査のデータを使用するのか。

上関課長) 土地基本統計の世帯部分の表章については、住宅・土地統計調査の調査結果を集計したものである。

竹内会長) 国、地方公共団体の所有する土地は、全く含まれていないのか。

上関課長) この調査には含まれていない。土地基本調査総合報告書では、国と各地方公共団体からの行政資料に基づいた集計が行われており、日本全国の土地の所有状況が分かる。

竹内会長) すべてをカバーできるのか。

上関課長) 統計上の誤差はある。

竹内会長) 誤差や様々な問題があるにしても、建前としてはすべてをカバーしていると言えるのか。

上関課長) そのような建前になっている。ただし、土地については、多くの土地を所有する法人がある一方で、半数以上の法人は土地を所有していないため、結果として標本の誤差で都道府県別においてもかなりのばらつきが生じている。

竹内会長) 土地の面積をすべて合計すると、地図の面積よりもかなり大きくなったり、あるいは小さくなったりということが起こるかもしれないが、建前としてすべてカバーできる形で表章するというのであれば結構だと思う。

新村委員) 資本金1億円以下の法人のサンプル数、抽出率はどのくらいか。加えて、表章は母集団数に引き伸ばして行うのか。

上関課長) 復元して引き伸ばしている。

最上調査官) 国土交通省土地・水資源局土地情報課専門調査官)) 会社法人は約 180 万から 190 万あると言われているが、平成 10 年の前回調査では、サンプル数約 35 万客体のうち資本金 1 億円以上の法人が約 3 万強を占めている。したがって、正確な数字は出ていないが、約 180 万程度の客体のうち、32 万客体が資本金 1 億円未満の会社法人であることから、6 分の 1 強の抽出率ということになる。

竹内会長) 抽出のルールというのは、配布資料のどこかに記載されているか。

最上調査官) 手元の資料には記載されていない。資本金 1 億円以上の法人については悉皆調査を行っているが、資本金 1 億円未満の法人については、日本標準産業分類に従って業種区分を大きく 10 区分にまとめている。それを資本金階級 5 区分に分けて 15% の目標精度を、また、都道府県ごとに 10 業種区分を行い 20% の目標精度を、さらに、それとは別に 48 の業種区分を設け 15% の目標精度を設定し、それに基づき標本数を算出している。

竹内会長) その母集団フレーム、つまり名簿は統計調査を基本としたものか。

最上調査官) 名簿については事業所・企業統計調査名簿をベースとし、さらに法人企業統計調査及び国土交通省による企業の土地取得状況に関する調査によって補足している。

竹内会長) 標本調査に関する技術的なことについては、部会で詳しく御説明いただき、議論していただきたい。

篠塚委員) 参考 8 の「平成 15 年法人建物調査調査票 (全法人共通)」項目 II- (2) 9 「建物の利用現況」については、建物の主な利用用途を一つ選んで○を付けることとしているが、その法人が自らの建物の用途をはっきりと決められない場合、例えばホテル・旅館と事務所が半々であるような場合は、面積等に関係なく、法人が届出したものを使用するのか。

上関課長) 主な用途としていることから、それは法人に判断していただくことになる。

篠塚委員) 同じく 16 「建物の有形固定資産額」については、有形固定資産の帳簿価格、減価償却額等を記載することとしているが、土地基本調査と同様に 1 月 1 日時点の金額を記載するのか。

上関課長) 直近の決算ベースで記載する。つまり、1 月 1 日時点の調査であるので、前年 3 月 31 日の金額である。

竹内会長) 複数の目的に利用されている土地については、主なもの一つに○を付けることから、他の用途に使用しているかどうかは全く分からない。複数の目的に使用しているかどうかを確認した上で、その中の主なものを選択するか、あるいは複数の目的で使用されているものがすべてか、大半か、一部かの区別を確認することは、調査票のスペース上難しいのか。

上関課長) 様々な意見があるとは思いますが、例えば 1 対 9 でも複数か、0.5 対 9.5 でも複数かということになると、かなり複雑な設問となる。

竹内会長) 主なものを選択し、その主なものは全部か、大半か、半分か、何分の 1 かの 4 階層位でも良いのではないか。最近、複数目的の利用は増えてきているのではないか。例えば、一番下が店舗、途中の階がオフィス、一番上が住宅となっている場合、それぞれの割合が何%かを確認することは難しいだろうが、複数利用がどれくらいあるかについては把握した方が良いのではないか。

上関課長) 検討させていただきたい。

竹内会長) 本件については、企業統計部会で審議いただくこととし、後藤部会長に願います。

(3) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官及び山本統計審査官から、平成14年8月・9月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「港湾調査」、「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計調査」、「事業所・企業統計調査」、「個人企業経済調査」及び「科学技術研究調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「受療行動調査」、「漁業就業動向調査」及び「船員需給総合調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料5による報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 「2 統計報告の徴集の承認」については、調査そのものは承認統計であるが、内容としては指定統計と密接に関連し、いわば指定統計を補完するような調査である。このような承認統計は、指定統計の審議の際にも関わってくることから、それらの様々な変更にかかわる承認事項については、報告を頂いているところである。